

(電磁的記録による作成の方法)

第6条 民間事業者等は、条例第4条第1項の規定により、別表第2の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合には、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

第9条 略

(電磁的記録による交付等の適用範囲)

第10条 条例第6条第1項の規則等で定める交付等は、別表第4の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の交付等とする。

(電磁的記録による交付等の方法)

第11条 民間事業者等は、条例第6条第1項の規定により、別表第4の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合には、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（条例第6条第1項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 民間事業者等は、前項の規定による電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合には、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるようにしなければならない。

(電磁的記録による交付等の承諾等)

(電磁的記録による作成の方法)

第6条 民間事業者等は、条例第4条第1項の規定により、別表第2の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合には、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

第9条 略

第12条 民間事業者等は、条例第6条第1項の規定により同項に規定する事項の交付等を行おうとするときは、あらかじめ、当該交付等の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第1項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

3 第1項の規定による承諾を得た民間事業者等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による交付等を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、条例第6条第1項に規定する事項の交付等を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び第1項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

別表第1 (第3条、第4条関係)

条 例 等	規 定
略	
栃木県生活環境の保全等に関する条例 (平成16年栃木県条例第40号)	略
<u>無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例 (令和2年栃木県条例第5号)</u>	<u>第2条 (同条に定める基準のうち、同条においてその定めるところによることとされる無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準 (令和元年厚生労働省令第34号) 第9条第2項及び第11条第5項に係る部分に限る。)</u>
略	

別表第2 (第5条、第6条関係)

条 例 等	規 定
略	
栃木県生活環境の保全等に関する条例	略
<u>無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例</u>	<u>第2条 (同条に定める基準のうち、同条においてその定めるところによることとされる無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準第26条第7号に係る部分</u>

別表第1 (第3条、第4条関係)

条 例 等	規 定
略	
栃木県生活環境の保全等に関する条例 (平成16年栃木県条例第40号)	略
略	

別表第2 (第5条、第6条関係)

条 例 等	規 定
略	
栃木県生活環境の保全等に関する条例	略

	に限る。)
保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第3条(同条に定める基準のうち、同条においてその定めるところによることとされる救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準第16条第6項及び第20条第1項に係る部分(第6条においてその例による場合を含む。)に限る。)

--	--

別表第3 略

別表第3 略

別表第4(第10条、第11条関係)

条 例 等	規 定
無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例	第2条(同条に定める基準のうち、同条においてその定めるところによることとされる無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準附則第3条第1項第2号に係る部分に限る。)

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(行政改革ICT推進課)

栃木県規則第40号

栃木県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年9月30日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県立自然公園条例施行規則(昭和33年栃木県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(承継の承認又は認可の申請) 第7条 略 2 前項の申請書には、次に掲げる書類(第1条の2第7号に掲げる施設に関する公園事業にあっては、第4号に掲げる書類を除く。)を添えなければならぬ。 (1)～(5) 略 (6) <u>その他知事が必要と認める書類</u> 3～6 略 (特別地域内における行為の許可申請書)	(承継の承認又は認可の申請) 第7条 略 2 前項の申請書には、次に掲げる書類_____を添えなければならぬ。 (1)～(5) 略 3～6 略 (特別地域内における行為の許可申請書)

第15条 略

2・3 略

4 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあっては、第1項の申請書には、第2項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

(1)～(4) 略

5 略

（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

第16条 条例第19条第8項第5号の知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(9)の7 略

(9)の8 既存の電線、電話線若しくは通信用ケーブル（以下この条において「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿って電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

(9)の9 略

(9)の10 変圧器その他の電柱に付帯する工作物（当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。）を新築、改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。

(9)の11・(9)の12 略

(9)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除若しくは当該防除に係る調査又は保安の目的で、カメラを設置すること。

(9)の14 略

(9)の15 県が、公園の保護又は適正な利用の推進の目的で人の立入りを防止するための柵、当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

(10)～(21) 略

(22) 地表から2.5メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること（正当な理由がなく行う場合を

第15条 略

2・3 略

4 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあっては、第1項の申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

(1)～(4) 略

5 略

（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

第16条 条例第19条第8項第5号の知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(9)の7 略

(9)の8 既存の電線、電話線又は通信用ケーブル（以下この条において「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿って電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

(9)の9 略

(9)の10 変圧器その他の電柱に付帯する設備を
改築又は増築すること
（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。

(9)の11・(9)の12 略

(9)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除
又は保安の目的
で、カメラを設置すること。

(9)の14 略

(9)の15 県が、公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

(10)～(21) 略

(22) 地表から2.5メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること

除く。)

(23)・(24) 略

(25) 森林、牧野、草原若しくは農地又は野生動物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。

(25)の2 特定外来生物の防除又は当該防除に係る調査の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(25)の3～(28)の32 略

(28)の33 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項に規定する実施計画に従って実施する指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第19条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(29)・(30) 略

_____。

(23)・(24) 略

(25) 森林_____又は野生動物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。

(25)の2 特定外来生物の防除_____の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(25)の3～(28)の32 略

(28)の33 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定による_____指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第19条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(29)・(30) 略

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(自然環境課)

栃木県規則第41号

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和6年9月30日

栃木県知事 福田 富一

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則（平成15年栃木県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料の納付) 第15条 略 2 技術支援センターの許可利用者は、第4条第3項の利用許可書又は第5条第2項の利用変更許可書の交付を受けたときは、知事が別に定める納期までに使用料を納付しなければならない。 <u>ただし、地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託する使用料については、この限りでない。</u>	(使用料の納付) 第15条 略 2 技術支援センターの許可利用者は、第4条第3項の利用許可書又は第5条第2項の利用変更許可書の交付を受けたときは、知事が別に定める納期までに使用料を納付しなければならない。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(工業振興課)

栃木県規則第42号

とちぎ明治の森記念館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和6年9月30日

栃木県知事 福田 富一

とちぎ明治の森記念館管理規則の一部を改正する規則

とちぎ明治の森記念館管理規則（平成11年栃木県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休館日)</p> <p>第3条 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、維持修繕その他の事情により、知事が必要があると認めるとき又は条例第6条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要があると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) <u>毎週火曜日</u>（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）又は栃木県民の日に当たるときは、その日後のその日に最も近い休日以外の日）</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(休館日)</p> <p>第3条 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、維持修繕その他の事情により、知事が必要があると認めるとき又は条例第6条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要であると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) <u>毎週月曜日</u>（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）又は栃木県民の日に当たるときは、その日後のその日に最も近い休日以外の日）</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

(道路保全課)

栃木県規則第43号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年9月30日

栃木県知事 福田 富一

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年栃木県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(自然災害基準)</p> <p>第4条 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減に関する基準は、申請に係る建築物が次に掲げる区域内に存しないこととする。</p> <p>(1) <u>建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域</u></p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(自然災害基準)</p> <p>第4条 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減に関する基準は、申請に係る建築物が次に掲げる区域内に存しないこととする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(住宅課)